（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第四条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第八条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第十三条第一項第五号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第五条　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の表第十六条第一項第七号の項の次に次のように加える。

第十六条第一項第八号及び第二項第四号、第二十五条第一項第六号並びに第二十八条第一項第六号及び第二項第三号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号

附則第八条の表第十六条第二項第三号の項の次に次のように加える。

第十六条第二項第四号及び第二十八条第二項第三号	証明書	証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

附則第八条の表第二十一条の項下欄中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第八条の表第二十五条第二項の項下欄中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第十四条第一項の表第三十条第一項第十号、第三十条の二第一項第二号及び第三号、第三十一条第一項第二号、第三十二条第二号、第三十三条第二号、第三十四条第一項第二号、第三十四条の二第二号、第三十七条第一項第二号、第三十八条第二号、第三十九条第一項第二号、第四十条第二項第二号、第四十一条第一項第三号、第四十二条第一項第三号、第四十三条の二第一項第八号、第四十三条の三第一項第二号及び第三号、第四十三条の四第一項第二号、第四十三条の五第二号、第四十三条の九第一項第二号、第四十三条の十第二号、第四十三条の十一第一項第二号、第四十三条の十二第二項第二号、第四十三条の十三第一項第三号、第四十三条の十四第一項第三号、第四十四条の二第一項第二号及び第三号、第四十六条第二号、第四十七条第一項第二号、第四十八条第二号、第四十九条の二第二号、第五十条第一項第二号、第五十条の二第二号、第五十三条第一項第二号、第五十四条第二号、第五十五条第一項第二号、第五十六条第二項第二号、第五十七条第一項第三号、第五十八条第一項第三号、第六十一条第一項第二号及び第三号、第六十二条第一項第二号、第六十三条第一項第二号、第六十四条第二号、第六十五条第一項第二号、第六十五条の二第二号、第六十五条の三第一項第二号、第六十五条の四第一項第二号、第六十五条の五第一項第二号、第六十五条の六第二号、第六十六条第二号、第六十七条第二号、第七十条第一項第二号、第七十一条第二号、第七十二条第一項第二号、第七十三条第二項第二号、第七十四条第一項第三号、第七十五条第一項第三号、第七十六条の三第一項第二号及び第三号、第七十六条の四第一項第二号、第七十六条の五第一項第二号、第七十六条の六第一項第二号、第七十六条の七第一項第二号、第七十六条の八第二号、第七十六条の九第二号、第七十六条の十二第一項第二号、第七十六条の十三第二号、第七十六条の十四第一項第二号、第七十六条の十五第二項第二号、第七十六条の十六第一項第三号、第七十六条の十七第一項第三号並びに第八十二条第三項第一号の項の次に次のように加える。

第三十条第一項第十二号及び第二項第九号、第四十二条第一項第六号、第四十三条の二第一項第六号、第九号及び第二項第六号、第四十四条第一項第六号、第五十八条第一項第六号、第七十五条の一第一項第六号並びに第七十六条の十第一項第九号及び第十項第四号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号
第三十条第二項第九号、第四十三条の二第二項第六号及び附則第十項第四号	証明書	証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

附則第十四条第一項の表第三十九条の項下欄、第四十二条第三項、第四十三条の十四第三項、第五十八条第三項、第七十五条第三項及び第七十六条の十七第三項の項下欄、第四十三条の十一の項下欄、第五十五条の項下欄、第七十二条の項下欄並びに第七十六条の十四の項下欄中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第二十一条第一項の表第五十条第一項第九号ロの項の次に次のように加える。

第五十条第一項第十号及び第二項第十一号、第六十六条第一項第五号、第六十八条ノ二第一項第十四号及び第二項第八号、第八十一条第二項第二十二号及び第三項第十八号、第八十一条ノ二第一項第十四号及び第二項第九号並びに第八十一条ノ四第一項第十一号及び第二項第八号	預金通帳ノ記号番号	預金口座ノ口座番号
	証明書	証明書、預金通帳ノ写其ノ他ノ預金口座ノ口座番号ヲ明ラカニスル書類

附則第二十一条第一項の表第五十条第二項第十号の項の次に次のように加える。

第五十条第二項第十一号、第六十八条ノ二第二項第八号、第八十一条第三項第十八号、第八十一条ノ二第二項第九号及び第八十一条ノ四第二項第八号	証明書	証明書、預金通帳ノ写其ノ他ノ預金口座ノ口座番号ヲ明ラカニスル書類

附則第二十一条第一項の表第六十二条ノ二の項を次のように改める。

第六十二条ノ二	三　次ニ掲グル者ノ区分ニ付夫々次ニ掲グル事項 イ　払渡シヲ受クル機関ニ金融機関ヲ希望スル者（ロニ掲グル者ヲ除ク）　払渡希望金融機関名及預金口座ノ口座番号 三　払渡希望金融機関名及預金通帳ノ記号番号又ハ払渡希望郵便局名及所在地	